大牟田市営住宅入居申込書
（令和８年度 第３回）

大牟田市都市整備部
建築住宅課市住管理担当

令和　　年　　月　　日

大 牟 田 市 長　殿

（ふりがな）

申込者氏名

市営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。

- この申込書の記載内容が事実と相違するときは、大牟田市営住宅条例第１３条により、当選又は入居決定が取り消されても意義ありません。
- 入居後に事実との相違が判明したときには、同条例第３９条により、住宅の明渡し請求及び訴訟を提起されても意義ありません。
- **年齢は令和９年１月４日現在でご記載ください。**

住 所 （方書、号室）	〒 □□□－□□□□	電話　　―　　―
市外居住者のみ記入	勤務先名	
	勤務先 住　所	

	氏　　名	続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校名	年間所得額
入居しようとする本人・親族		本人	・　・			収入 所得
			・　・			収入 所得
			・　・			収入 所得
			・　・			収入 所得
			・　・			収入 所得
			・　・			収入 所得

希望住宅	・一　般　・新婚・子育て ・多家族向け　・特別募集 ・優先階　・車いす 住宅	多回数落選世帯 （申込み　　回目）	優遇者世帯 （一般、多家族向け、新婚子育て のみ） ・ひとり親　・ＤＶ被害者 ・心身障害　・高齢者（60 歳以上）	市外居住
	1	＋2	＋1	

以下の欄は、市で記入します　　入居者確認（住基）□

登録番号	受付日	抽選番号	整理印

｛（所得　　）－（控除　　）｝÷１２＝（　　）

公営 158,000（214,000） 改良 114,000（139,000）	扶養・同居	38 万		老人扶養（70 以上）	10 万
	寡婦	最高 27 万		障害者	27 万
	ひとり親	最高 35 万		特別障害者（1・2 級）	40 万
	特定扶養（16～22）	25 万		基礎控除振替分	10 万

※ 次のことについて 必ず お答え下さい（該当に○をつけてください）

公営住宅法第２３条、大牟田市営住宅条例第６条の入居者資格の確認

いま住んでいる住宅の種類	① 入居申込者（本人･同居家族）の中に家屋の所有者や相続者がいますか？
1 自　宅 （ 解体・ 売却 ・ 相続 ）予定 ・ 未定 2 家族の持家 （ 所有者名：　　続柄：　　） 3 借家・ｱﾊﾟｰﾄ 4 社宅・寮 5 雇用促進住宅 6 公営住宅 （ 名義人名：　　続柄：　　） 7その他（　　）	いる　・　いない ② 入居申込者（本人･同居家族）の中に夫婦別居による申込者はいませんか？ いる　・　いない
住宅に困っている理由	確　認　事　項 ①（氏名　　）
1 住宅以外の建物に住んでいる 2 他の世帯と同居している 3 住宅が狭い 4 老朽住宅に住んでいる 5 家族と同居できない 6 立ち退き要求を受けている 7 家賃が高い 8 居住環境が悪い 9 通勤に不便 10 結婚･結婚予定（時期：　年　月　日） 11 離婚･離婚予定（時期：　年　月　日） 12 パートナーシップ関係 13 その他（　　）	1 身体障害者手帳（　の　、　級） 2 療 育 手 帳　（Ａ・Ｂ１・Ｂ２） 3 戦傷病者手帳（　　） 4 精神障害者保健福祉手帳（　級） 確　認　事　項 ②（氏名　　） 1 身体障害者手帳（　の　、　級） 2 療 育 手 帳　（Ａ・Ｂ１・Ｂ２） 3 戦傷病者手帳（　　） 4 精神障害者保健福祉手帳（　級） 単身で申し込まれる方に、お尋ねします。 生活で何らかの介護を必要とされますか？ 必要とする　・　必要としない ※この欄は、市で記入します

令和８年度 第３回

申込住宅

住宅

住宅タイプ　※住宅タイプに○をつけてください

一般 ／ 多家族向け ／ 優先階 ／ 車いす ／ 特別

新婚・子育て世帯向け（婚姻日

入居手続中の連絡先

氏　　名	申込者との関係	電話番号

申込みに際しての確認事項

大牟田市営住宅募集案内における確認事項

□　市営住宅では、一つの建物に多くの方々が暮らしています。
お互いを思いやりながら生活し、施設の管理・運営にも協力していきます。

□　市営住宅入居後は、自治会等に加入し家賃とは別に、共用施設の電気代などの共益費を自治会等へ支払います。
また、ゴミ出し当番や清掃などの活動にも積極的に参加します。
入院や身体上の理由で参加が難しい場合は、自治会等に事前に届け出て相談します。

□　市営住宅では、犬・猫・鳥類・爬虫類などのペットの飼育は、ほかの入居者の迷惑となるため禁止されています。
猫などへの餌やりや、一時的な預かりもしません。

□　入居の際、家賃の２ヵ月分の敷金を納入します。

□　入居の際、身元引受人を立てます。
（募集案内６ページ(8)のとおり、入居者との緊急連絡の他、退去時の手続きや家財処分等の対応を行っていただくことを承諾されている方）

□　入居時に、設置されていない浴槽・風呂釜・給湯器・網戸等の設置費用は、自己負担となることを確認します。

□　退去時には、畳の表替え、襖の張替え、家財の処分、破損箇所の修理など、原状回復に要する費用を負担します。

□　過去に県営住宅・市営住宅などに入居し、無断退去や家賃滞納などの不正使用をした方は、申込みできません。不正が確認された場合は、入居の取り消しとなります。
また、上記の確認に必要な関係機関による調査に同意します。

上記の確認事項を確認のうえ申し込みます。

申込年月日　令和　　年　　月　　日

申込者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿